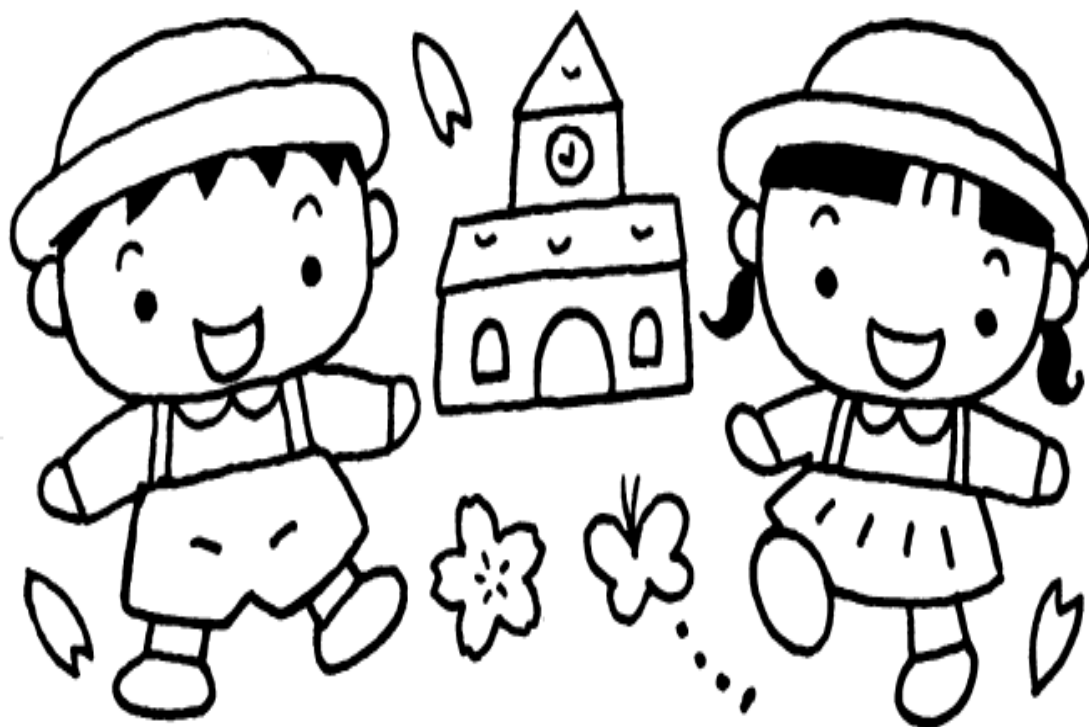


平成31年度
幼稚部入学者選抜
募集要項



沖縄県立島尻特別支援学校

〒901-0411

沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄160

☎ (098) 998-8240

平成31年度沖縄県立島尻特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

平成31年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部入学者選抜実施要項の方針に基づき、沖縄県立島尻特別支援学校幼稚部入学者を次のとおり募集いたします。

1 方針

- (1) 選抜は、沖縄県立島尻特別支援学校長が所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3に規定する「知的障害者」「肢体不自由者」に該当するもの。（但し、障害が重複している場合は、主たる障害が「知的障害者」「肢体不自由者」に該当する者であること。）【※別紙1参照】
- (2) 平成31年3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達するもの。
3歳児：平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
4歳児：平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
5歳児：平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ
- (3) 次に掲げる通学区域に在住しているもの。

知的障害者

浦添市、西原町、那覇市（寄宮、古蔵、仲井真、首里、神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る）、南城市（南城市立久高中学校区域を除く）、与那原町、南風原町、八重瀬町（東風平中学校区域に限る）、豊見城市（長嶺中学校区域に限る）

※浦添市及び那覇市（神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域）は小学部以降の学区が県立大平特別支援学校になります。

「肢体不自由者」

南城市（南城市立久高中学校区域を除く）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市

- (4) 保護者による保育参加が可能なもの。【※別紙2参照】
- (5) 志願前の教育相談を受けたもの。（9月末日までに）

3 募集定員

募集定員は、県教育委員会が別に定める。

4 出願期間

- (1) 受付日時・・・平成30年11月15日（木）午前9時から午後5時まで
11月16日（金）午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部教室

5 出願手続き

志願者は、下記の書類を沖縄県立島尻特別支援学校に提出すること。

- (1) 入学志願書（第1号様式）
- (2) 健康診断書（第2号様式－1及び2）
- (3) 専門医の診断書（第3号様式）
- (4) 住民票謄本^{ようほん}（マイナンバーの記載がなく、出願日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 面談資料

※出願書類（2）（3）については医療機関への早めの受診予約をお勧めします。

6 選抜の方法

所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7 発達検査等の期日及び場所

- (1) 期 日・・・平成30年11月29日（木）、11月30日（金）のいずれか1日
- (2) 検査場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部教室

※保護者同伴で受検すること。

※詳しい日時については、願書受付から一週間程度で文書を発送します。
日時の希望はできませんので、ご了承ください。

8 合格発表（入学予定者及び教育相談予定者の発表）

- (1) 平成30年12月7日（金）午前9時に沖縄県立島尻特別支援学校において行う。
- (2) 沖縄県立島尻特別支援学校長より、保護者宛に可否を通知する。

9 入学手続

合格者（入学予定者）は、平成30年1月18日（金）午後5時までに以下の書類を提出して、入学手続を完了すること。

【提出書類】

・誓約書・・・・・・・・・・1通

※入学者は、平成31年2月19日（火）午後に新入生オリエンテーションがありますので、出席をお願いします。）

【別紙1】 学校教育法施行令

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

【別紙2】 保育参加について

(平成 30 年 8 月 3 日 特別支援学校幼稚部における発達検査等地区講座 添付資料より)

幼稚部における保護者の保育参加の意義

県立学校教育課 特別支援教育室

特別支援学校の幼稚部は、幼児の発達を促すとともに障害のある幼児の育てづらさを共有し、保護者に幼児の発達を知らせ、今後の養育に自信が持てるように親子が、そして親同士が共に学ぶ場としてとらえている。

特別支援学校学習指導要領総則 解説 p124
保育参加などを通じて

保護者が幼稚部における生活そのものを体験することは、幼稚部における教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が、幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、教師の幼児への関わり方を間近で見ることで、幼児への関わりを学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに保育参加終了後などに、教師と情報交換階を設け、保育参加中の幼児の様子、その時の幼児の気持ち、幼児の状況をふまえた教師の関わりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は幼稚部における教育や幼児への関わり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、幼稚部と家庭との連携が深まり、幼児がより豊かな生活が送れるようになることが大切である。